

(參考資料 1)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成27年8月19日現在

福島県		出荷制限	措取制限
原乳	2市6町3村 ^{※1}		—
非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)			1市5町2村 ^{※2}
結球性葉菜類 (キャベツ等)	1市5町2村 ^{※2}		—
アブラナ科の花巻類 (ブロッコリー、カリフラワー等)			—
カブ			—
原木シイタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)		飯館村
原木シイタケ(施設栽培)	川俣町		—
原木シイタケ(施設栽培)	伊達市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)		—
原木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市		—
キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、会津美里町、下郷町、只見町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村		南相馬市 いわき市 楢葉町
タケノコ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、楢葉町、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、川内村、葛尾村		—
ワサビ (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町(山木屋の区域に限る。)		—
ウド(野生のものに限る。)	須賀川市、相馬市、楢葉町、川内村、葛尾村		—
クサソテツ(ごこみ)	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、広野町、楢葉町、大玉村、葛尾村		—
クサソテツ(ごこみ) (野生のものに限る。)	南相馬市、会津美里町		—
コシアブラ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、会津美里町、下郷町、只見町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村		—
ゼンマイ(野生のものに限る。)	二本松市、郡山市、須賀川市、田村市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、広野町、楢葉町、大玉村、葛尾村		—
ウワハミソウ(野生のものに限る。)	須賀川市、国見町		—
タラノメ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、古殿町、塙町、猪苗代町、広野町、新地町、大玉村、西郷村、泉崎村、鮫川村、川内村、葛尾村		—
フキ	葛尾村		—
フキ(野生のものに限る。)	桑折町、楢葉町、天栄村		—
フキノトウ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、田村市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、葛尾村		—
ワラビ	福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、鮫川村、葛尾村		—
ワラビ(野生のものに限る。)	二本松市、喜多方市、広野町		—
ウメ	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋町、原町区高倉字七曲、原町区高倉字七曲、原町区高倉字吹屋町、原町区高倉字五台山、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字裏細岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)		—
ユズ	福島市、伊達市、南相馬市、桑折町		—
クリ	二本松市、伊達市、南相馬市		—
キウイフルーツ	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋町、原町区高倉字七曲、原町区高倉字七曲、原町区高倉字吹屋町、原町区高倉字五台山、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字裏細岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)		—
小豆	福島市(旧大笹生村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される小豆を除く。)		—
大豆	福島市(旧田野村、旧平野村、旧立子山村、旧佐倉村、旧水保村及び旧麻塚村の区域に限る。)、二本松市(旧小浜町及び旧洪川村の区域に限る。)、本宮市(旧和木沢村(白沢村)及び旧白岩村の区域に限る。)、須賀川市(旧長沼町の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村及び旧太田村の区域に限る。)、大玉村(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される大豆を除く。)		—
米(平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧洪川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)		—
米(平成24年産)	※3(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米(平成25年産)	※4(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米(平成26年産)	※5(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米(平成27年産)	※6(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中流に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		新田川 (支流を含む。)
ウゲイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中流に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)		—
イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中流に流入する河川(支流を含む。)、酸川の支流、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中流に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中流に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
水産物	最大高潮時海岸線線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域		—
牛の肉 ^{※8}	全域、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。		—
イジンジの肉	全域		6市10町4村 ^{※9}
カルガモの肉	全域		—
キジの肉	全域		—
クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、湯川村、昭和村、楢枝被村		—
ノウサギの肉	全域		—
ヤドリの肉	全域		—

※1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字御堂、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木下、原町区高倉字五反田、原町区高倉字堤、原町区高倉字宇津井及び原町区原田字田代の区域)、川俣町(山木座の区域に限る。)、楢葉町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、富置町、双葉町、浪江町、川内町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、斐伊町、楢葉町

*2 南相馬市(東京電力株式会社)鶴島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字篠ヶ原、原町区

【福岡市戸畠・久留米市】(田原町の区域に限る)、都心(市内山手の区域に限る)、荒川町(田原町の区域に限る)、(いはら町)田原町の区域に限る)、(川俣町)久留米駅前の区域に限る)、三日町(臼杵の区域に限る)。(臼杵市)臼杵駅の区域に限る)。(日田市)日田駅の区域に限る)。

※5 福岡市早良区平成24年3月付で指示により設定された「避難困難区域又は区域に限る」、川原町・平成25年8月7日付で指示により設定された「居住困難区域及び避難指示解除準備区域に限る」、相葉町・富岡町（平成25年3月7日付で指示により設定された「避難困難区域又は区域に限る」）、大熊町（平成24年11月30日付で指示により設定された「避難困難区域又は区域に限る」）、双葉町（平成25年5月15日付で指示により設定された「避難困難区域又は区域に限る」）、浪江町（平成25年5月7日付で指示により設定された「避難困難区域又は区域に限る」）、川内町（平成24年3月30日付で指示により設定された「避難困難区域又は区域に限る」）、宇摩之町（平成25年3月7日付で指示により設定された「避難困難区域又は区域に限る」）、及び川内町・平成24年6月15日付で指示により設定された「避難困難区域又は区域に限る」。

*6 福岡市(平成25年3月30日付け指針により設定された居住制限区域及び避難物品解除準備区域に限る)、川口市(平成25年8月7日付け指針により設定された居住制限区域及び警笛音减弱区域に限る)、横浜市・富田町(平成25年2月7日付け指針により設定された居住制限区域を除く区域に限る)、大東市(平成24年10月30日付け指針により設定された警笛音减弱区域を除く区域に限る)、箕面市(平成25年2月7日付け指針により「今後も引き続き警笛音减弱区域を除く区域に限る」)、尼崎市(平成24年3月20日付け指針により警笛音减弱区域を除く区域に限る)、芦屋市(平成25年2月7日付け指針により警笛音减弱区域を除く区域に限る)、西宮市(平成25年2月7日付け指針により警笛音减弱区域を除く区域に限る)。

成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く(区域に限る)、(川内村 平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る)、(葛尾村 平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く(区域に限る)及び飯坂町(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る)。

*7 イカナグア、カシタビラグ、イカナゴ(稚鰐を貪る)、イシガレイ、ウスマベル、ウミタガホ、エゾソアイナメ、カサゴ、キツネメバル、クロウシノシタ、クロソイ、クロダイ、コモンカスベ、サクラマス、サブロウ、シロメバル、スズキ、ナガツカ、ヌマガレイ、ババガレイ、ヒガシグヒ、ヒラメ、ホシカラ、レイモリ、アラモリ、アラモリモリ、アラモリモリモリ

※該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月龄未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

※当旅館において、御用達されている「市平」に於いて、茶番の御用達(「2万部御用達の牛の毛」をもじる事により)及びお茶番の「山口屋」にてござるようより承認御請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成27年8月19日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、鰐ヶ沢町、階上町
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	釜石市、奥州市、平泉町 大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、花巻市、北上市、金ヶ崎町、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木ナメコ(露地栽培)	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町
	タケノコ	一関市、陸前高田市、奥州市
	コシアブラ	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町
	ゼンマイ	一関市、奥州市、住田町
	セリ(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
	ワラビ(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	スズキ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
肉	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、栗原市、東松島市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町 仙台市、登米市、大崎市、大和町、南三陸町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、栗原市、大崎市
	タケノコ	栗原市(旧築館町、旧志波坂町、旧高清水町及び旧瀬峰町の区域を除く。)、丸森町(旧耕野村、旧丸森町及び旧小斎村の区域を除く。)
	クサソツ(こごみ)	気仙沼市、栗原市
	クサソツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大崎市
	コシアブラ	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ゼンマイ	気仙沼市、大崎市、丸森町
	タラノメ(野生のものに限る。)	気仙沼市、栗原市、大崎市
穀類	米(平成25年産)	栗原市(旧沢辺村の区域に限る。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち金房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、濁川及びその支流並びに達川4号堰堤の上流を除く。)
	アユ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、白幡堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、ひたちなか市、潮来市、鉾田市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	コシアブラ(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	コモンカスペ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	シロメバル	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イシガレイ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外洋逆済並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
肉	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成27年8月19日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	足利市、鹿沼市、真岡市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、市貝町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町 宇都宮市、栃木市(旧岩舟町の区域を除く。)、日光市、大田原市、茂木町、芳賀町、那珂川町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	タラノメ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、流山市、八千代市、我孫子市、印西市、白井市 佐倉市、君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	タケノコ	我孫子市、栄町
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に入流する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	コイ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	小諸市、佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村、佐久穂町
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜舎への出荷を差し控えるよう要請

（參考資料 2 ）

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年8月19日現在

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年8月19日現在

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年8月19日現在

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年8月19日現在

青森県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28~: 十和田市、鹿上町 H24.10.30~: 青森市 H25.10.1~: 鶴ケ沢町
水産物	マダラ	H24.8.27~H24.10.31解禁: 高森東来付村尻燈台灯と北海道函館市恵山岬灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、最高潮時海岸線上青森岩手県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
岩手県		出荷制限
タケノコ		H24.8.31~: 一関市、奥州市 H25.8.30~: 塩竈市
原木クリタケ(露地栽培)		H24.11.1~: 一関市、奥州市 H24.4.13~H27.4.10~ 一部解禁: 釜石町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) H24.4.20~H27.4.10~ 一部解禁: 大槌町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) H24.4.25~: 釜石市、大槌町、平泉町
原木シイタケ(露地栽培)		H24.4.25~H27.4.10~ 一部解禁: 釜石市、大槌町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) H24.5.7~H27.4.17~ 一部解禁: 花巻市、北上市、山田町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) H24.5.7~H27.4.17~ 一部解禁: 通野町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) H24.5.7~H27.7.17~ 一部解禁: 金ケ崎町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) H24.5.10~H25.4.8解禁: 優岡町
原本ナマコ(露地栽培)		H24.10.18~: 大船渡市、釜石市 H24.10.28~: 遠軽町
野菜類		H24.11.1~: 一関市、奥州市 H24.10.11~: 一関市、陸前高田市、平泉町 H24.10.16~: 釜石市 H24.10.18~: 奥州市 H24.10.29~: 大船渡市、金ケ崎町 H24.11.7~: 通野町 H25.10.9~: 佐田町 H24.4.10~: 奥州市、花巻市 H24.4.14~: 釜石市 H24.5.17~: 釜石市 H24.6.10~: 住田町 H25.5.9~: 北上市 H25.6.16~: 通野町 H27.5.12~: 一関市
キノコ類(野生のものに限る。)		H24.3.30~: 一関市、奥州市 H24.4.16~: 一関市、奥州市 H24.4.18~: 住田町 H24.5.7~: 奥州市、陸前高田市 H24.5.17~: 一関市 H25.5.17~: 北上市 H25.6.4~: 平泉町 H26.6.8~: 釜石市
セリ(野生のものに限る。)		H24.3.30~: 一関市、奥州市
ゼンマイ		H24.4.16~: 一関市、奥州市 H24.4.18~: 住田町
ワラビ(野生のものに限る。)		H24.5.17~: 一関市 H25.6.4~: 平泉町 H26.6.8~: 釜石市
雜穀	大豆	H25.1.4~H25.2.4~ 一部解禁: 一関市 (旧磐清水村の区域に限る。) (県の定める管理計画に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。) ~H27.7.1解禁: 優岡町 (旧磐清水村の区域に限る。) (県の定める管理計画に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。)
穀類	ソバ	H24.11.16~H26.4.11解禁: 優岡町 (旧磐清水村の区域に限る。) (県の定める管理計画に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。) H24.11.30~H26.4.11解禁: 奥州市 (旧磐清水村の区域に限る。) (県の定める管理計画に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。)
水産物		スキ H24.10.28~: 最大高潮時海岸線上手宮城福島県界の正東の線、我が国領外の經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 クロダイ H24.4.11~: 最大高潮時海岸線上手宮城福島県界の正東の線、我が国領外の經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 マダラ H24.5.2~H25.1.17解禁: 最大高潮時海岸線上手宮城福島県界の正東の線、我が国領外の經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 ヒメメ H25.6.4~H25.8.30解禁: 岩手県内の大河川の上流、支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、入畠ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田嶋ダムの上流、濱取ダムの上流、豊沢ダムの上流 イワナ(養殖を除く。) H24.5.6~: 宮井川 (実糞を含む。) H24.5.11~H27.3.10解禁: 岩手県内の河川の上流、支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、入畠ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田嶋ダムの上流、濱取ダムの上流及び豊沢ダムの上流 ウダイ H24.6.12~H26.7.31解禁: 気仙川 (支流を含む。) H24.5.11~H26.8.22解禁: 大川 (支流を含む。)
肉		牛の肉 H23.8.1~H23.8.25~ 一部解禁: 金城 (県の定める出荷: 検査方針に基づき管理される牛を除く。) グズの肉 H24.3.10~: 金城 シジの肉 H24.7.28~: 金城 ヤマトリの肉 H24.10.22~: 金城
宮城県		出荷制限
タケノコ		H24.5.1~H27.4.24解禁: 白石市 H24.5.1~ 九仏町 (下記の区域を除く。) H24.5.1~H26.4.17解禁: 丸森町 (旧磐井町の区域に限る。) H24.5.1~H27.4.24解禁: 丸森町 (旧磐井町、山田町の区域に限る。) H24.4.28~: 鹿島町 (下記の区域を除く。) H24.6.29~H27.11解禁: 稲庭町 (旧磐井町、山田町の区域に限る。)
野菜類		H24.4.16~: 白石市、角田市 H24.5.3~: 九仏町 H24.5.10~: 鹿島町 H24.6.5~: 仙南町 H24.4.41~: 気仙沼市 H24.4.11~H27.7.17~ 一部解禁: 南三陸町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) H24.4.12~: 鹿島町 H24.4.19~: 石巻市 H24.4.20~H27.4.10~ 一部解禁: 大崎市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) H24.4.25~H28.3.20~ 一部解禁: 会津町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) H24.4.27~: 名取市、加美町 H24.5.7~: 川崎町、富谷町 H24.5.9~: 色南町 H24.8.10~: 七ヶ宿町 H24.8.18~: 大衡村 H24.4.27~H27.2.18~ 一部解禁: 仙台市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) H24.5.7~H27.2.18~ 一部解禁: 大町村 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。)
キノコ類(野生のものに限る。)		H24.10.16~: 鹿島町、大崎市 H24.8.24~: 仙台市
クサソテツ(ごこみ)		H24.4.27~H27.8.23~ 一部解禁: 大崎市 (駆逐されるクサソテツは出荷制限の対象から除く。) H24.5.3~H27.5.23解禁: 加美町 H24.5.7~: 鹿島町
コシアブラ		H24.5.7~: 鹿島町、鹿沼市 H24.8.29~: 大崎市、南三陸町 H24.8.29~: 気仙沼市、七ヶ宿町 H24.8.29~: 大衡村
ゼンマイ		H24.8.11~: 気仙沼市、丸森町 H24.8.17~: 大崎市
タラノメ(野生のものに限る。)		H24.8.25~: 気仙沼市、鹿沼市、大崎市
雜穀	大豆	H25.1.4~H25.3.15~ 一部解禁: 蓼原市 (旧金田村の区域に限る。) (県の定める管理計画に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。) ~H26.5.19解禁: 蓼原市 (旧金田村の区域に限る。) (県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)
穀類	ソバ	米(平成25年産) H24.11.16~H26.4.11解禁: 蓼原市 (旧金田村の区域に限る。) (県の定める管理計画に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。) H24.12.14~H26.5.25解禁: 大崎市 (旧: 三崎町の区域に限る。) (県の定める管理計画に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。)
水産物		クロダイ H24.4.29~: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国領外の經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.11.8~: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国領外の經濟水域の外縫線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.4.12~: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国領外の經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域 スズキ H24.10.28~: 最大高潮時海岸線上手宮城福島県界の正東の線、我が国領外の經濟水域の外縫線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.5.30~H25.4.1解禁: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国領外の經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.5.6~H25.5.17解禁: ヒラメ (1kgの重さが1キログラム未満のものに限る。) H24.5.2~H25.5.17解禁: マダラ (1kgの重さが1キログラム以上のもの)
ヒガングフ		H24.5.8~H26.2.18解禁: 宮城県石巻市青巣山頂上から正東の線、我が国領外の經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.5.27~H25.12.26解禁: 宮城県内の阿武隈川 (実糞を含む。) ただし、セキサガムの上流を除く。 H24.5.27~H25.12.26解禁: 宮城県内の阿武隈川 (実糞を含む。) のうち、白石堤堰より上流の白石川 (支流を含む。)
アユ(養殖を除く。)		H24.4.20~: 宮城県内の阿武隈川 (実糞を含む。) ただし、セキサガムの上流を除く。)
ヤマメ(養殖を除く。)		H24.5.14~: 大曾川 (大曾川より上り支流) (実糞を含む。) 2月及び3月の新規放流の放流地の上流 (実糞を含む。) H24.5.24~: 三瀬川 (三瀬川より上り支流) (実糞を含む。) 2月及び3月の新規放流の放流地の上流 (実糞を含む。) H24.5.25~: 紅岱川 (紅岱川より上り支流) (実糞を含む。) 2月及び3月の新規放流の放流地の上流 (実糞を含む。) H24.5.25~: 宮城県内の阿武隈川 (実糞を含む。) 2月及び3月の新規放流の放流地の上流 (実糞を含む。)
イワナ(養殖を除く。)		H24.4.20~: 宮城県内の阿武隈川 (実糞を含む。) ただし、セキサガムの上流を除く。)
ウダイ		H24.4.20~: 宮城県内の阿武隈川 (実糞を含む。)
肉	牛の肉	H25.7.28~H26.3.19~ 一部解禁: 金城 (県の定める出荷: 検査方針に基づき管理される牛を除く。)
イシゾの肉		H24.4.22~: 角田市、丸森町、山元町
タケの肉		H24.4.28~: 金城

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年8月19日現在

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

栃木県		出荷制限
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.8.10～H25.1.23解除: 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。) H24.9.10～H25.3.26解除: 永野川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.6.20～H25.12.23解除: 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) H25.5.30～H27.6.23解除: 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	ウグイ(養殖を除く。)	H24.5.7～H24.9.28解除: 大芦川(支流を含む。ただし、荒井川及びその支流を除く。) H24.5.30～H24.9.28解除: 荒井川(支流を含む。)
	牛の肉 イノシシの肉 シカの肉	H22.8.8～H23.8.23：部幹飼料：全般（県の定める出荷：検査方針に基づき管理される牛の肉を除く。） H23.12.2～H25.12.31：部幹飼料：全般（県の定める出荷：検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。） H25.1.22～：全般
その他	茶	H23.6.2～H25.3.26解除: 栃木市 H23.8.2～H25.5.31解除: 鹿沼市
群馬県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ カキナ	H23.3.21～4.8解除: 全域 H23.3.21～4.8解除: 全域
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.25～： 渋川市、高崎市町、高崎町 H24.10.10～： 塩山町 H24.10.18～： 安中市 H24.10.25～： 高崎市町 H24.11.8～： 高崎市町
	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.27～： 渡良瀬川のうち若狭瀬から東京電力株式会社佐久発電所群馬川取水施設までの区間(支流を含む。) H24.4.27～H24.5.25解除: 小川中(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.8.8～H24.11.9解除: 渡良瀬川のうち川田橋の上流(支流を含む。) H25.8.12～H26.8.25解除: 渡良瀬川(支流を含む。) (H24.8.8～H26.8.25解除)
肉	イノシシの肉 グマの肉 シカの肉 ヤマドリの肉	H24.10.10～： 金城 H24.8.10～： 全般 H24.11.14～： 金城 H25.1.22～： 金城
	その他	H23.6.30～H24.5.28解除: 明生市 H23.30～H25.6.7解除: 津川市
埼玉県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.10～： 飯能町、飯能町 H24.10.29～： 皆がわ町 H24.11.5～： 鳩山町
千葉県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ シニンギョウ、テンナンサイ、サンチュ ハゼリ セルリー	H23.4.4～4.22解除: 旭市、香取市、多古町 H23.4.4～4.22解除: 旭市 H23.4.4～4.22解除: 旭市 H23.4.4～4.22解除: 旭市
	タケノコ	H24.4.5～H25.10.23解除: 市原市、木更津市 H24.4.8～： 美郷子町、東町 H24.4.11～H27.1.22解除: 柏原、白井市 H24.4.11～H25.10.23解除: 八千代市 H24.4.12～H25.10.23解除: 船橋市 H24.4.18～H25.10.23解除: 芝芝町
	原木シタケ(露地栽培)	H22.10.11～： 美郷子町 H23.10.11～H28.10.14： 鹤見町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H23.11.8～： 鶴見市 H23.12.22～H28.10.14： 鹤見町 H24.2.23～： 鶴見市 H24.4.10～： 白井市 H24.4.18～： 千葉市、八千代市
	原木シタケ(施設栽培)	H24.5.19～H26.5.15： 鹤見町： 山武市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.11.14～H26.11.15： 鹤見町： 佐野市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.5.19～H26.5.15： 鹤見町： 山武市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.11.14～H26.11.20： 鹤見町： 佐野市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.12.14～H28.10.14： 鹤見町： 佐野市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)
水産物	サンブナ コイ ワナギ	H24.7.19～： 幸賀川及び宇摩川に流入する河川(支流を含む。)、宇賀川(支流を含む。) H26.7.3～： 幸賀川及び宇摩川に流入する河川(支流を含む。)、宇賀川(支流を含む。)
	肉	H24.11.5～： 千葉県内の特設河川のうち埋め立て河川の下流(支流を含む。)に沿し、印旛用水槽地及び印旛水門の上流、阿蘇用排水第一槽水槽地の下流、八鹿川、与田浦並びに与田浦川を除く。) H23.6.2～～7.7解除: 大網白里町 H23.7.4～H24.5.21解除: 船橋市 H23.6.2～H24.5.25解除: 八街市 H23.6.2～H24.5.28解除: 野田市、富里市、山武市 H23.6.2～H25.5.13解除: 成田市
	その他	茶
神奈川県		出荷制限
その他	茶	H23.6.2～5.29解除: 南足柄市 H23.23～9.12解除: 松田町、山北町 H23.8.2～10.14解除: 愛川町、清川村 H23.6.23～10.26解除: 相模原市 H23.6.27～10.26解除: 中井町 H23.6.2～11.1解除: 小田原市 H23.8.2～11.10解除: 真庭町 H23.6.2～H24.10.19解除: 湘南原町
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	H24.11.5～： 全域(佐渡島及び荒島港村を除く。)
山形県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～： 遠吉吉田町、遠吉河口町、鳴謝村
長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.20～： 鶴井沢町、御代田町 H24.10.1～： 小諸町、南佐久村 H24.10.11～： 佐久市 H25.10.1～： 小諸市 H25.10.31～： 佐久町 H26.5.21～： 長野市、鶴井沢町 H26.5.28～： 小諸市、野沢温泉村
	コシアブラ	H27.5.28～： 木曾平村
静岡県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.5～： 静岡市、小山町 H25.10.3～： 静岡市、磐石市 H28.10.7～： 磐田市

※ [] の箇所は、出荷制限の対象

(参考資料3)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績・平成27年8月19日現在

福島県	摂取制限
	<p>H23.3.23～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村</p> <p>H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五合山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉篠岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）</p> <p>非球形葉菜類（ホウレンソウ、コマツナ等）</p> <p>H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村</p> <p>H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p> <p>H23.3.21～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p>
	<p>H23.3.23～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村</p> <p>H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>結球性葉菜類（キャベツ等）</p> <p>H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五合山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉篠岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）</p> <p>野菜</p> <p>H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p> <p>H23.3.21～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p>
	<p>H23.3.23～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23～5.4解除：いわき市</p> <p>H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>アブラナ科の花菜類（ブロッコリー、カリフラワー等）</p> <p>H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町</p> <p>H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五合山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉篠岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）及び大玉村</p> <p>H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p> <p>H23.3.21～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p>
原木シイタケ（露地）	H23.4.13～：飯館村
キノコ類（野生のものに限る。）	H23.9.6～：棚倉町（※菌根菌に属する野生キノコに限る）
	H23.9.15～：いわき市、棚倉町
	H23.9.20～：南相馬市
水産物	<p>イカナゴの稚魚 H23.4.20～H24.6.22解除：全域</p> <p>ヤマメ（養殖を除く。） H24.3.29～：新田川（支流を含む。）</p>
肉	<p>イノシシの肉 H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、柏葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村 H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村</p>

※■の箇所は摂取制限の対象